

農林水産部の所掌事務

農林水産部においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 農業、林業及び水産業に関する事項
- (2) 農地関係の調整に関する事項
- (3) 土地改良に関する事項
- (4) 農林土木に関する事項
- (5) 漁港に関する事項